

監 査 実 施 計 画 書(平成21年度)

基本方針	主題：「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」に基づく改善措置の実施状況の確認			
	対象業務 (1) 輸入(貨物)畜産物検査業務が法令・通知等に基づき適切に行われているか。 (2) 輸入検査場所への移動に自らが確保した移動手段を利用しているか。 (3) 検査機器の管理が法令・通知等に基づき適切に管理されているか。			
対象機関	方法	実施期間	実施者	備考
対象業務(1)及び(2) 本所、6支所、16出張所、5分室(輸入貨物検査を実施していない羽田空港出張所及び胆振分室を除く)	書類監査 現地監査	6～8月	本所又は支所の課長級以上の職員(家畜防疫官)。原則として、本所、本所管轄の出張所及び支所の実施者は、本所に属する職員、支所の管轄する出張所の実施者は支所に属する職員とする。	監査の実施日は対応者を確保するため事前に調整する。
対象業務(3) 検査施設を有する本所、6支所、3出張所(名古屋、大阪、鹿児島出張所)及び北海道出張所胆振分室	書類監査 現地監査	6～8月	上欄の者に、会計事務の経験を有する事務官を加えることができる。	監査の実施日は対応者を確保するため事前に調整する。

- 注) 1 「主題」欄は、当該年度の基本方針で定められた監査の主題を記載する。  
 2 「対象業務」欄は、当該年度の基本方針で定められた監査の対象とする業務を記載する。  
 3 「対象機関」欄は、監査の対象とする機関名を記載する。  
 4 「方法」欄は、書類監査、実地監査の区分を記載する。  
 5 「実施期間」欄は、監査予定期間を記載する。  
 6 「実施者」欄は、担当する監査実施者名を記載する。  
 7 「備考」欄は、1～6以外で必要な事項を記載する。